

【資料2】

報告事項 1

令和7年度の取組等について

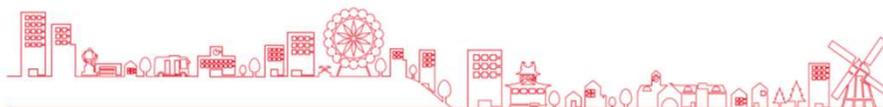
- (1) 令和7年度当初課税の状況等について
- (2) 今後の国保税改正スケジュール(予定)について
- (3) 資格確認書等の一斉交付について



(1) 令和7年度当初課税の状況等について

① 令和7年度納税通知書を7月15日に発送

項目	令和6年度	令和7年度
1人当たり課税額	143,068円	157,669円
前年度との比較	12,364円 (+9.46%)	14,601円 (+10.21%)
被保険者数	29,799人	28,511人
前年度との比較	▲1,197人 (▲3.86%)	▲1,288人 (▲4.32%)



(1) 令和7年度当初課税の状況等について

②課税限度額（6月議会上程、6月30日施行）

課税限度額・・・1世帯（納税義務者）に課税される上限税額（年間）

区分	限度額	増減額
医療分	66万円	+1万円
後期分	26万円	+2万円
介護分	17万円	—
合計	109万円	+3万円



(1) 令和7年度当初課税の状況等について

③軽減措置（6月議会上程、6月30日施行）

区分	改正後基準（世帯主及び国保加入者の合計所得金額）
7割軽減	43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下
5割軽減	43万円 + 30.5万円 × (国保加入者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下
2割軽減	43万円 + 56万円 × (国保加入者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下

※給与所得者等：一定の給与所得者（給与収入55万円超）及び公的年金等の支給（60万円超（65歳未満）又は110万円超（65歳以上））を受ける者

【参考 改正前基準】

区分	改正前基準（世帯主及び国保加入者の合計所得金額）
7割軽減	43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)
5割軽減	43万円 + 29.5万円 × (国保加入者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下
2割軽減	43万円 + 54.5万円 × (国保加入者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下



(2) 今後の国保税改正スケジュール (予定) について

時 期	項 目	内 容
10月	安城市予算編成開始	前年度の内容を基に予算要求
11月	仮算定	国が示す仮算定係数を踏まえ県が試算
1月上旬	安城市予算案確定	仮算定結果を踏まえ予算案の決定
1月中旬	本算定	国が示す確定係数を踏まえ県が試算
1月下旬	諮問書の送付	諮問書と本算定結果を踏まえた資料を各委員様宛に送付
2月5日 (予定)	第2回 安城市国保運営協議会	審議・答申
3月・6月	条例改正案等議会上程	答申内容を踏まえ条例改正・予算案審議



(2) 今後の国保税改正スケジュール (予定) について

子ども・子育て支援金制度の創設

➤ 基本的な方向性

- ・ 課税限度額、軽減措置（7割、5割、2割）を設けることとし、詳細は現行の国民健康保険制度に準ずる形で実施。
- ・ 18歳に達する日以後の最初の3月31日以前までのこどもに係る均等割を10割軽減。

➤ 概要

少子化対策の抜本的強化に当たり、少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、医療保険の保険料とあわせて拠出するもの。

➤ 改正後の国保税に係る整理



➤ 施行期日

令和8年4月1日



(3) 資格確認書等の一斉交付について

安城市国民健康保険被保険者のお手元にある被保険者証（資格確認書又は資格情報のお知らせ）が、令和7年7月31日に有効期限を迎えましたので、新たな資格確認書又は資格情報のお知らせを7月15日に一斉に交付しました。

マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴い、令和6年12月2日を以って従来の被保険者証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しています。

健康保険証からマイナ保険証（マイナンバーカードの健康保険証利用）への移行に向けて、被保険者へのマイナ保険証の利用促進や、あわせて資格確認書の周知を適切に行ってまいります。



7

